

# 持込機械等（移動式クレーン等）使用届

事業所の名称 \_\_\_\_\_ 持込会社名 \_\_\_\_\_  
 所 長 \_\_\_\_\_ 殿 代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電 話 \_\_\_\_\_

このたび、下記機械などを裏面の点検表により、点検整備の上持込・使用しますので、お届けします。  
 なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。

## 記

機 械	名 称	メ ー カ ー	性 能 ( 能 力 )	製 造 年	管 理 番 号
持込年月日	H 年 月 日			年	
使用期間	H 年 月 日 ~ H 年 月 日				
運 転 者 (取 扱 者)	氏 名		資 格 の 種 類		
自 主 検 査 の 有 効 期 限	定 年 次	H 年 月 日	移動式クレーン 等の性能試験	H 年 月 日	自動車検査証の 有 効 期 限
	特 定	H 年 月 日	有 効 期 限		H 年 月 日
任 意 保 険	加 入 額	対 人	千円	搭 乗 者	千円
		対 物	千円	そ の 他	千円
機 械 等 の 特 性 ・ そ の 他 使 用 上 注 意 す べ き 事 項					

上記の持込機械等使用届を受理します。 受理年月日 平成 年 月 日 受理No. \_\_\_\_\_

所 長	担 当	受 理 証 確 認 者
印	印	H 年 月 日 印

## (裏面)

機械所有会社名 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
 代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印  
 点 検 責 任 者 名 \_\_\_\_\_ 印

### 持込時の点検表

移動式クレーン等		点検結果		車 輛 系 建 設 機 械 等		点検結果		機 械 名			
点 検 事 項		a	b	点 検 事 項		a	b	1	クレーン		
A クレーン部 (上部旋回体)	安 全 装 置	過 巻 防 止 装 置			D 各 種 ロ ッ ク	バ ケ ッ ト			2	移動式クレーン	
		過 負 荷 防 止 装 置				ブ ー ム ・ ア ー ム			3	デリック	
		フ ッ ク の は ず れ 止 め							4	エレベーター	
		起 伏 制 御 装 置							5	建設用リフト	
		旋 回 制 御 装 置							6	高所作業車	
	制 動 装 置 ・ 作 業 装 置	主 巻 ・ 補 巻				E 作 業 装 置	警 報 装 置			7	ゴンドラ
		起 伏 ・ 旋 回					ア ウ ト リ ガ			8	ブル・ドーザー
		ク ラ ッ チ					ヘ ッ ド ガ ー ド			9	モーター・グレーダー
		ブ レ ー キ ・ ロ ッ ク					照 明			10	トラクターショベル
		ジ ブ					操 作 装 置			11	すり積機
B 車 輛 部 (下部走行体)	走 行 部	滑 車			バ ッ ケ ッ ト ・ ブ レ ー ド				12	スクレーパー	
		フ ッ ク ・ バ ケ ッ ト			ブ ー ム ・ ア ー ム				13	スクレープ・ドーザー	
		ワイヤロープ・チェーン			ジ ブ				14	パワーショベル	
		玉 掛 用 具			リ ー ダ				15	ドラグ・ショベル(油圧ショベル)	
		操 作 装 置			ハ ン マ ・ オ ー ガ ・ バ イ プ ロ				16	ドラグライン	
	安 全 装 置 等	性 能 表 示			油 圧 駆 動 装 置			17	クラムシェル		
		照 明			ワ イ ヤ ロ ー プ ・ チ ェ ー ン			18	バケット掘削機		
		ブ レ ー キ			つ り 具 等			19	トレンチャー		
		ク ラ ッ チ			滑 車			20	くい打機		
		ハ ン ド ル			ブ レ ー キ			21	くい抜機		
C ゴ ン ド ラ	走 行 部	タ イ ヤ			駐 車 ブ レ ー キ			22	アース・ドリル		
		ク ロ ー ラ			ブ レ ー キ ロ ッ ク			23	リバース・サーキュレーション・ドリル		
		警 報 装 置			ク ラ ッ チ			24	せん孔機		
		各 種 ミ ラ ー			操 縦 装 置			25	アース・オーガー		
		方 向 指 示 器			タ イ ヤ ・ 鉄 輪			26	ペーパー・ドレン・マシン		
	G 電 気 装 置	前 後 照 灯			ク ロ ー ラ			27	地下連続壁施工機械		
		左 折 プ ロ テ ク タ ー			配 電 盤			28	ローラー		
		ア ウ ト リ ガ			配 線			29	クローラードリル		
		昇 降 装 置			絶 縁			30	ドリルジャンボ		
		ベ ッ セ ル			ア ー ス			31	ロードヘッダー等		
H そ の 他	後 方 監 視 装 置						32	コンクリート破砕機			
	突 り よ う						33	アスファルトフィニッシャー			
	作 業 床						34	スタビライザー			
	昇 降 装 置						35	ロードブレンダー			
	電 気 装 置						36	ロードカッター			
ワ イ ヤ ・ ラ イ フ ラ イ ン						37	コンクリート吹付機				
							38	ボーリングマシン			
							39	重ダンプトラック			
							40	ダンプトラック			
							41	ドラッグミキサー			
							42	散水車			
							43	不整地運搬車			
							44	コンクリートポンプ車			
							45	その他			

- (注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届けること。  
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へV印を記入すること。  
 3. 機械名1から6まではA、B欄を、7はC欄を、8から38まではD、E、F、G欄を、39から43まではB欄を、44はB、D、E欄を使用して点検すること。  
 4. 点検結果のa欄は、機械所有会社の確認欄とし、b欄は持込会社または機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、b欄を利用すること。  
 5. 定期自主  
 6. 持込機械届受理証を持込機械に貼付すること。